

# 会津大学履修規程

平成18年4月1日規程第61号

最終改正：平成26年3月26日

## (目的)

第1条 この規程は、会津大学学則第47条の規定に基づき、授業科目の種類、単位数、履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第1条の2 この履修規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 フィールド コンピュータ理工学分野に設けられた専門領域をいう。
- 二 トラック フィールドごとに設けられた科目履修のモデルをいう。
- 三 基本推奨科目 選択科目のうち、全トラックにおいてコンピュータ理工学の基礎として履修が推奨される科目をいう。
- 四 トラック推奨科目 選択科目のうち、各トラックにおいて履修が推奨される科目をいう。
- 五 一般科目 選択科目のうち、前二号以外の科目をいう。
- 六 先修条件 先行する科目の単位修得を、後続する科目履修の前提条件とすることをいう。

## (履修登録)

第2条 学生は、履修しようとする授業科目について、授業開始前の指定の期日までに履修登録を行わなければならない。

- 2 履修登録は、1年次前期においては履修届を学生課に提出することにより、1年次後期以降については学生自ら学内の端末により、届け出ることによって行うものとする。
- 3 履修登録の取消しは、指定の期日までに学生課に届け出なければならない。

## (履修の制限)

第3条 次に掲げる授業科目は、履修することができない。ただし、第四号において先行する科目の評価がDの場合又は後続する科目を履修する学力が十分であると学長が特に認める場合は、先修条件を満たしているものとみなす。

- 一 登録をしていない授業科目
- 二 既に単位を修得した授業科目
- 三 授業時間が重複する授業科目
- 四 先修条件を満たしていない授業科目

## (履修の上限)

第3条の2 履修登録単位の上限に関する事項は、別に定める。

## (教養科目及び英語科目)

第4条 教養科目及び英語科目の授業科目、単位数及び履修方法は、別表第1のとおりとする。

- 2 外国人留学生にあっては、前項に規定する単位のうち英語に係わるものについては、4単位を他の科目の単位で代えることができる。

## (専門教育科目及び卒業論文)

第5条 専門教育科目及び卒業論文の授業科目、単位数及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

## (教職に関する科目)

第5条の2 教職に関する科目の授業科目、単位数及び履修方法は、別表第2の2のとおりとする。

(履修要件)

第6条 授業科目の履修にあたっては、原則として第4条別表第1及び第5条別表第2の標準配当年次に基づき履修するものとする。

- 2 卒業論文指導教員に配属されるためには、原則として本学に2年以上在学し、基本推奨科目から10科目以上の単位を修得しなければならない。
- 3 卒業論文の履修にあたっては、原則として本学に3年以上在学し、卒業論文指導教員に配属され、かつ、自由科目以外の科目から100単位以上を修得していなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、学長は、相当の理由があると認めるときは、教授会の議を経て、卒業論文を履修させることができる。

(卒業要件)

第7条 卒業するためには、4年以上在学し、別表第3に定める最低要求単位数を修得しなければならない。

- 2 卒業の要件として学部が定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者については、前項の規定にかかわらず、学則第35条の2の規定により3年以上の在学で卒業を認めることができる。

(試験)

第8条 定期試験は、学期末に期間を定めて筆記、口述、論文(レポート)提出、実技、実習等の方法により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては随時試験等を行うことがある。
- 3 授業実施時間の3分の2以上の出席をしなければ、原則として当該授業科目の受験資格を失うものとする。
- 4 第1項又は第2項に規定する試験等において不正行為があった場合には、原則として当該学期の全科目の成績をFとするほか、学則に基づき懲戒処分を受けることがある。

(成績評価)

第9条 成績の評価は、試験成績、平常の成績、出席状況等を総合して判定する。

- 2 成績の表示は次のとおりとし、A、B及びCを合格とし、所定の単位を与える。

評価	評点
A	80点～100点
B	65点～79点
C	50点～64点
D	35点～49点
F	34点以下
放棄	0点

- 3 放棄とは、授業実施時間の3分の1を超えて授業に出席せず、又は前条に定める試験を受けなかった場合をいう。
- 4 不合格になった科目は、改めて履修することができる。

(追試験)

第10条 所定の試験に欠席した者の追試験は行わない。ただし、病気その他特別な理由により、やむを得ず受験できなかった者に対しては、願い出により追試験を行うことができる。

(再試験)

第11条 成績の評価がDの者に対しては、願い出により再試験を行うことができる。

- 2 再試験による評点は、50点を上限とする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附則（平成18年3月31日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以降も引き続き在学する者に係る履修については、改正後の会津大学履修規程にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成20年3月31日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条第四号の改正規定は、平成19年度以前に入学した者には、平成20年度に限り適用しない。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学し、施行日以降も引き続き在学する者で、平成17年度以前に入学した者に係る履修については、改正前の会津大学履修規程は、平成21年3月30日までその効力を有する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。